

京都市上下水道企業管理規程第6号

京都市水道局及び下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局退職手当支給規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第2項ただし書中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第3条第1項第1号前段中「準ずる」を「準じる」に改め、同条第2項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第4条第3項本文中「職員となったもの」を「職員となった者」に、同項ただし書中「準ずる」を「準じる」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 休職（地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する許可を受けた期間を含む。）又は停職の期間は、これを勤続期間に含まないものとする。ただし、職員の分限に関する条例第2条第2号、第4号又は第5号の規定により管理者が必要と認める休職の期間つ

いては、この限りではない。この場合において、同条第2号の規定による休職（結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。）の期間については、3年（当該休職の期間が3年を超えるときは、3年にその超える期間の2分の1に相当する期間を加えた期間）を限度とする。

第5条第1項中「準すべき」を「準じる」に改める。

第6条第3項中「行わねばならない」を「行わなければならない」に改める。

第11条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条第5項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第13条中「禁錮」を「禁錮」に改める。

「34.65      「32.76

36.63      34.632

38.61      36.504

40.59      38.376

42.57      40.248

44.55      42.12

46.53      43.992

別表甲の欄中 48.51 を 45.864 に改め、

50.49      47.736

52.47      49.608

54.45      51.48

56.1      53.04

57.75      54.6

59.4 56.16

61.05 57.72

62.7 59.28」

「28.375 「26.828

30.95 29.262

33.525 31.697

36.10 34.131

38.675 36.566

41.25 39.0

42.625 40.3

同表乙の欄及び丙の欄中 44.0 を 41.6 に改める。

45.375 42.9

46.75 44.2

在職1年 在職1年

を増すご を増すご

とに1.37 とに1.3

5を加え を加える。」

る。」

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、この規程の施行の日以後の退職

に係る退職手当について適用する。

(経過措置)

3 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における退職に係る改正後の規程別表の規定の適用については、

「32.76	「33.705
34.632	35.631
36.504	37.557
38.376	39.483
40.248	41.409
42.12	43.335
43.992	45.261
45.864	47.187

同表甲の欄中 47.736 とあるのは 49.113 と、

49.608	51.039
51.48	52.965
53.04	54.57
54.6	56.175
56.16	57.78
57.72	59.385
59.28」	60.99」

「26.828	「27.6015
29.262	30.106
31.697	32.611
34.131	35.1155

36.566                      37.6205

39.0                              40.125

40.3                              41.4625

同表乙の欄及び丙の欄中 41.6 とあるのは 42.8 とする。

42.9                              44.1375

44.2                              45.475

在職1年                      在職1年

を増すご                      を増すご

とに1.3                      とに1.33

を加える。」                      75を加え

る。」

(上下水道局総務部職員課)